

議案第79号	三田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
総務課	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行に伴い、同法第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるに当たり、当該条例を制定しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）</p> <p>【制定趣旨】 平成25年5月にマイナンバー法が制定され、平成28年1月から「個人番号（マイナンバー）の利用」及び「特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の提供」が開始される。</p> <p>マイナンバー法では、個人番号が従来 of 個人情報と比べ強力な個人識別機能を有することから、「個人番号の利用」については、その利用範囲を社会保障、税、防災に関する事務であって別表に掲げる事務（法定利用事務）に限定し【第9条第1項】、「特定個人情報の提供」については、原則禁止した上で、第19条各号（本人への提供、法令等の規定に基づく提供、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合における提供等）に該当する場合に限って例外的に許可している。</p> <p>そのうえで、マイナンバー法第9条第2項は、同一執行機関内で個人番号の授受を行う場合【庁内連携】には、条例の定めるところにより、「個人番号の利用」を認めている。</p> <p>【制定対象】 以上のとおり、マイナンバー法は、「個人番号の利用」及び「特定個人情報の提供」の範囲について、あらかじめ法律において明記しており、したがって、今回の条例は、法定利用事務に限った「庁内連携」による「個人情報の利用」に関するもののみとし、現行の法定事務取扱を維持するうえで、必要となる事項に限り規定しようとするもの。</p> <p>【施行期日】 平成28年1月1日</p>